

令和4年第1回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年1月31日(月) 13時40分				
出席委員 (19名)	1番	二月田	努		
	2番	中 園	真 一		
	3番	相 良	悟		
	4番	鎌 田	陽 一		
	5番	中 村	優 志		
	6番	田 代	一 友		
	7番	松 下	さえ子	(会長職務代理者)	
	8番	有 村	啓 太		
	9番	東 鶴	昭 雄		
	10番	上 原	雄 二		
	11番	清 水	和 子		
	12番	岡 村	勝 敏		
	13番	山之内	悟		
	14番	笹 峯	久 雄		
	15番	大 山	茂 美		
	16番	長 崎	恵里子		
	17番	今 村	浩 一		
	18番	常 盤	信 一		
	19番	槐 島	睦 夫	(会 長)	
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長	内田 大作	次長兼グループ長	古江 洋一	サブリーダー 有村 真一
	サブリーダー	中村 真貴子	主 査	剥岩 泰三	主 査 山下 良太
	主任主事	水迫 時巳	主 事	鶴瀬 祐樹	
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1「農地利用変更届」について</p> <p>2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・中間管理権設定)の意見決定」について</p> <p>3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について</p> <p>5「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p>				

開会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	<p>まず、新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」が日本全国において急拡大し鹿児島県におきましては1月27日から2月20日まで「まん延防止等重点措置」の対象地域となりました。霧島市におきましても連日多くの感染が見られるなど、いっどこで感染してもおかしくない状況下にあります。そのような中での総会開催につきましては、できる限りの感染防止対策を講じる必要があることから、本日は、委員の皆様と同様、職員も可能な限り飛沫が発生しないよう、極力発言は控えることといたします。また、委員皆様方の調査報告につきましても、事前に現地調査いただいた報告内容はプロジェクターを用いましてスクリーンに投影いたします。また、配布いたしておりますタブレット上でも確認ができますので、その内容を</p>

	<p>ご確認いただくことで、委員の報告とさせていただきます。報告内容につきまして補足説明がある場合は、発言をしていただいても構いませんが、できるだけ、短い内容での発言をお願いいたします。本日は、可能な限り感染防止対策を講じて進めて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。それではさっそく令和4年第1回霧島市農業委員会総会を開催いたします。まず、本日の出席農業委員は19名であります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議案に一部修正がありますので、令和4年第1回定例議案集の誤植、追記、削除一覧表の内容を各自ご確認ください。</p>
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただきますが、これにご異議のある方は挙手をお願いいたします。
	[「挙手なし」]
議長（会長）	はい、それでは異議なしと認めますので、本日の議事録署名委員を1番委員と2番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。報告につきましては、スクリーン及びタブレットで各自確認をしてください。よろしく願いいたします。
議長（会長）	それでは次に、本日の議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」の国分の3につきましては、議事参与となりますので、別途審議いたしますのでその旨、事前に申し添えておきます。それではさっそく議案に入ります。
△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について	
議長（会長）	それでは、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転2件、利用権設定47件、中間管理権の設定42件の合計91件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が17件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めますが、これもスクリーン及びタブレット上で事務局報告の確認をお願いいたします。
事務局	議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転2件、筆数2筆、面積2,846㎡、利用権設定47件、筆数62筆、面積93,200㎡、中間管理権の設定42件、筆数65筆、面積149,847㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。
議長（会長）	よろしいでしょうか。皆さん確認頂いたと思いますが、只今の報告内容につきまして、ご意見・ご質疑等がある方は、挙手をお願いいたします。
	[「挙手なし」]
議長（会長）	はい、それでは挙手がないようですので、ご意見・ご質疑等なしと認めます。この報告内容は、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の意見決定につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請 9 件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めますが、意見報告につきましてはスクリーン及びタブレット上で、各自確認をお願いいたします。まず、国分の 1 と 2 について、4 番委員の報告内容です。
4 番委員	1 番と 2 番は受人が同一ですので一括して報告いたします。また、申請人の居住地と申請地の担当委員が異なるため、現地調査は 10 番委員が調査しました。申請地は市営天降川団地の南西と西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,949 m ² で、下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に、同じく国分の 3 は 18 番委員です。
18 番委員	申請地はこがのもりコミュニティ広場の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 16,191 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に溝辺の 4 は、8 番委員です。
8 番委員	申請人の居住地と申請地の担当委員が異なるため、現地調査は 10 番委員が調査しました。申請地は瀬竹公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 4 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 5,895 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に横川の 5 は、12 番委員です。
12 番委員	申請地は岡村自治公民館の西に位置し、現況は栗畑である。申請地には※※さんが令和 4 年 1 月迄の使用収益権を設定している。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 10,068 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に隼人の 6 は、7 番委員です。
7 番委員	申請人の居住地と申請地の担当委員が異なるため、現地調査は 8 番委員が調査しました。申請地は下有川公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 5,345 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

議長（会長）	同じく隼人の7と8は10番委員です。同一人物ですので、7番と8番は一括の報告です。
10番委員	7番と8番は受人が同一ですので一括して報告します。申請地は朝日公民館の西に位置し、現況は田と畑である。7番の申請地には譲受人が使用収益権を設定しており、8番の申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は21,313.19㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	それでは次に、福山の9は19番委員に代わり7番委員です。
7番委員	申請地は六村公民館の西に位置し、現況は田である。申請地の3109番には譲受人が使用収益権を設定しており、外2筆の申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,042㎡であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。調査員からの補足説明やご意見・ご質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。追加の補足説明はありませんか。よろしいでしょうか。
	〔「挙手なし」〕
議長（会長）	それでは、挙手がないようですので異議なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。
△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について	
議長（会長）	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振編入1件、用途区分変更4件の計5件について、市長より意見を求められておりますので当委員会での審議を求めます。なお、国分の3につきましても、議事参与となりますので別途審議いたします。それでは、調査委員の意見報告を求めますが、意見報告につきましてはスクリーン及びタブレット上で各自確認をお願いいたします。まず農振編入の国分の1は、17番委員です。
17番委員	申出地は、萩之元公民館の東に位置しており、現況は原野である。農振編入目的は、田として編入するものであり、農業競争力化基盤整備事業第一国分東地区の事業実施に当該所有地の農振農用地への編入が必要となることから、農用地へ編入するもので、特に問題はないものと思われる。
議長（会長）	次に用途区分変更の国分の2は、4番委員の報告です。
4番委員	申出地は、広瀬公民館の西に位置しており、現況は田である。用途区分変更目的は、農業用倉庫1棟と育苗苗地にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。
議長（会長）	次に溝辺の4は、3番委員の報告です。
3番委員	申出地は、鹿児島空港の北西に位置しており、現況は一部造成で建設済みである。なお、相続前の平成4年頃に造成及び建設していたとの顛末書が添付されている。用途区分変更目的

	は、農業用倉庫 1 棟と選果場、車庫及び駐車場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。
議長（会長）	次に横川の 5 は、9 番委員の報告です。
9 番委員	申出地は、木浦公民館の東に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は、農業用施設として利用するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。
議長（会長）	只今の報告内容について、調査委員からの補足説明やご意見・ご質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。
	〔挙手なし〕
議長（会長）	異議なしと認めます。お諮りいたします。議案 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振編入 1 件と国分の 3 を除いた用途区分変更 3 件の計 4 件について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は国分の 3 を除き「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。次に、国分の 3 を審議いたしますので、13 番委員は退席をお願いいたします。
	〔13 番委員退席〕
議長（会長）	それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の 3 は 4 番委員の報告です。
4 番委員	申出地は、上小川小学校の南東に位置しており、現況は田である。用途区分変更目的は、農産物販売所兼事務所 1 棟と農業機械倉庫 1 棟を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。
議長（会長）	調査委員からの補足説明ございますか。また、ご意見、ご質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。
	〔挙手なし〕
議長（会長）	はい、それではご異議なしと認めます。お諮りいたします。議案 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途区分変更国分の 3 につきましては、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（会長）	はい、賛成多数と認めます。よって、国分の 3 は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。13 番委員は着席をお願いいたします。
	〔13 番委員着席〕

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 6 件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めますが、報告につきましてはスクリーン及びタブレット上で各自確認をお願いいたします。まず、溝辺の 1 は 11 番委員の報告です。
11 番委員	申請地は瀬竹公民館の北に位置し、現況は造成済みである。なお、平成 18 年 3 月頃、進入路と作業場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第 1 農地の集落接続施

	設に該当すると思われる。転用目的は進入路と作業場として利用するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、それでは溝辺の 2 も 11 番委員です。
11 番委員	申請地は瀬竹公民館の北に位置し、現況は建築済みである。なお、平成 18 年 3 月頃、牛舎 1 棟と堆肥舎兼倉庫 1 棟にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎 1 棟と堆肥舎兼倉庫 1 棟を建設するもので、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、次に国分の 3 は、17 番委員の報告です。
17 番委員	申請地は霧島市役所の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に溝辺の 4 は、14 番委員の報告です。
14 番委員	申請地は脇公民館の南に位置し、現況は牛舎等である。なお、昭和 58 年頃に建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は牛舎 1 棟と堆肥舎 1 棟、のこ屑庫、運動場を建設するものであり既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、それでは次に牧園の 5 は、16 番委員です。
16 番委員	申請地は中津川小学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、それでは福山の 6 は、15 番委員の報告です。
15 番委員	申請地は新原公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、それでは調査委員の方、何かご意見・ご質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。ないでしょうか。
	〔挙手なし〕
議長（会長）	それではご異議なしと認めます。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、2月4日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。それではここで、5分間換気のため休憩いたします。そのままお待ちください。
--------	--

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	はい、それでは会議を再開いたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が20件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見報告をスクリーン及びタブレット上で報告いたします。各自確認をお願いいたします。まず、国分の1は、11番委員の報告です。一時転用期間が令和4年2月4日から令和5年2月3日までに変更になっています。
--------	--

11番委員	申請地は春山公民館の南東に位置し、現況は仮設通路である。今回の申請は前回申請のあった内野々復旧治山事業の工事延長に伴うもので、前は令和3年1月から令和4年1月までの申請であったが、今回新たに令和4年2月4日から令和5年2月3日までの申請である。なお、前回の申請期間を含めて3年以内の一時転用である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は仮設通路として利用するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。なお、一時転用終了後は、農地へ復元する計画のため支障はないと思われる。
-------	--

議長（会長）	それでは次に、国分の2を同じく11番委員です。はい、ここも一時転用期間が令和4年2月7日から令和5年1月31日までに変更になっています。あと面積も変更になっていますので、当日資料をお目通しください。
--------	---

11番委員	申請地は春山公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は残土置場として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、残土の高さは1m程度に留める計画である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和4年2月7日から令和5年1月31日までで、一時転用終了後は、農地へ復元する計画のため問題はないと思われる。
-------	---

議長（会長）	次にいきます。同じく国分の3になります。11番委員の報告です。
--------	---------------------------------

11番委員	申請地は新川公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第1種農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は資材置場、車両置場として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和4年2月8日から令和4年4月30日までで、一時転用終了後は、農地へ復元する計画のため問題はないと思われる。
-------	---

議長（会長）	はいよろしいですか。タブレットは追いついていますか。それでは同じく国分の4にいきます。12番委員の報告です。
--------	--

12番委員	申請地は国分南中学校の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることか
-------	---

	ら、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	同じく隼人の5にいきます。これも12番委員の報告です。
12番委員	申請地は朝日公民館の西に位置し、現況は宅地である。なお、平成2年11月頃、宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり既に実行済みである。また、隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は251.2㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	同じく国分の6は、4番委員の報告です。
4番委員	申請地は野口公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に国分の7にいきます。同じく4番委員の報告です。
4番委員	申請地は野口公民館の西に位置し、現況は通路である。なお、年月日不詳で通路に造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に国分の8も4番委員の報告です。
4番委員	申請地は有下公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲10区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、次にいきます。同じく国分の9は、13番委員の報告です。
13番委員	申請地は敷根保育園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、次に国分の10を、17番委員の報告です。
17番委員	申請地は名波ハイタウンの西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、次に国分の11を、同じく17番委員の報告です。
17番委員	申請地は国分高校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計

	画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、同じく国分の 12 は、17 番委員の報告です。
17 番委員	申請地は国分高校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に溝辺の 13 を 3 番委員の報告です。
3 番委員	申請地は陵南小学校の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものである。500 m ² を超えているが面積超過理由書が添付されており、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はいよろしいでしょうか。それでは隼人の 14 を、7 番委員の報告です。
7 番委員	申請地は東郷団地の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に隼人の 15 を、同じく 7 番委員の報告です。
7 番委員	申請地は松永郵便局の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	はい、よろしいでしょうか。同じく隼人の 16 ですが、10 番委員の報告です。
10 番委員	申請地は見次公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲 8 区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に隼人の 17 です。同じく 10 番委員の報告です。
10 番委員	申請地は朝日公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	同じく隼人です。18 番。同じく 10 番委員の報告です。
10 番委員	申請地は隼人図書館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用

	途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	隼人の 19 は、同じく 10 番委員の報告です。
10 番委員	申請地は隼人図書館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場進入路として利用するものである。隣接する 5 条申請地を一体利用するもので、全体計画面積は 958 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	よろしいでしょうか。隼人の 20 番です。同じく 10 番委員の報告です。
10 番委員	申請地は隼人図書館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は自社駐車場と貸駐車場を建設するものである。隣接する 5 条申請地を一体利用するもので、全体計画面積は 958 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	それでは、調査委員からの補足説明やご意見・ご質疑等ございましたら、挙手をお願いいたします。ございませんか。
	〔挙手なし〕
議長（会長）	異議なしと認めます。お諮りいたします。議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、2 月 4 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第 6 号「農地法第 5 条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 2 件提出されておりますので審議を求めますが、意見報告につきましてはスクリーン及びタブレット上で各自確認をお願いいたします。国分の 1 と 2 は、同一ということで 12 番委員の報告です。
12 番委員	国分 1 と国分 2 は、同一事業であるため、一括して報告します。申請地は国分北小学校の北西に位置し、現況は不耕作である。当初の転用目的は複合商業施設と駐車場であったが、コロナ禍の影響や社会情勢の変化等を勘案し断念した。今回の転用目的は貸店舗 2 棟と駐車場を建設するものであり、面積の変更は無く、隣接地宅地・雑種地の 1,102.21 m ² を一体利用し、全体計画面積は 11,532.36 m ² であり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われる。排水は浄化槽を通じて西側にある既存側溝に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。
議長（会長）	はい、それでは調査委員は、何か補足説明がありますか。いいですか。皆さん方から何かご意見・ご質疑等ございませんか。

6 番委員	はい。
議長（会長）	はい、6 番委員。
6 番委員	いいですか。以前複合商業施設で出ていたのに貸店舗というのはどういう内容ですか。
議長（会長）	それでは事務局、説明をお願いします。
事務局	はい、事務局より回答させていただきます。今回は複合商業施設という申請内容で出ていたんですが、コロナの影響で断念したということでした。今回の店舗についてですが、申請者は同じなんですけど店舗は貸店舗になります。申請者が使う店舗ではなくて、建ててその店舗自体を貸すという形の申請になります。店舗自体は 2 店舗建て、貸す相手側は違うということで報告を受けています。
6 番委員	相手は決まっているんですか。
議長（会長）	事務局
事務局	1 店舗は決まっており、もう 1 店舗はまだ決まっていないとの報告を受けています。
議長（会長）	ほかにご質疑等ありませんか。よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。それでは次にその他、何かございましたら挙手でお願いいたします。はい 6 番委員。
6 番委員	今日、初めて目の前にスクリーンとタブレットがあつて、会話もなく会議が進むんですが、我々老眼鏡の者は、めがねを外したりつけたり、あっちを見たりこっちを見たりしていると次に進んでいいのでしょうかと言われるので、できれば画面が出たときに場所や要点を言ってもらえたら分かりやすいと思うんですけども、事務局にその担当がいてもらえたら有難いんですが。できたら場所とか宅地ですとか 2 種のその他ですとか、そのような形でその位は言ってもらえたらいいんじゃないでしょうか。お願いできないでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	はい、今回、初めてこういう形での総会ということになりました。今、言われるとおりの事務局の方が説明をすれば簡単で分かりやすいと思うんですけども、コロナのオミクロン株というのが、どこでどういうふうに感染するのか分からず、我々から皆さんにというのも考えられます。特に職員は、小さい子どももいて接触があったときにですね、色々事務局でも考えたんですが、飛沫を飛ばさないようこういう形になってしまいました。次回からは少しゆっくりめで、また、現在地の表示を赤字に変えるとか、少し目が行きやすいような形に表示を修正して、そのような形でさせていただければ有難いと思います。実際、今日、どうでしたか。分かりにくかったですか。次回は事務局の中でも再度検討をしてですね、まだ分かりやすいような形にはしてみたいと思います。オミクロン株は 2 月いっぱいまで引っ張るような報道もありますので、もしかすると来月もこのような形での総会になるかもしれませんが、我々も工夫をして皆さんに分かりやすい方法で実施したいと思いますので、ご了承方よろしくお願いいたします。
議長（会長）	はい、ほかにありますか。議長の方から、少し進行の仕方が早かったのかなと思っております。1 件当たり、15 秒から 20 秒を目安に進行をいたしました。次回、こういう形になるときはもう少し時間を割きたいと思っておりますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。それでは、ほかにないようですので、令和 4 年第 1 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたしますが、先ほどありましたとおり、来月の総会につきましても、感染状況を踏まえながら、開催内容を変更する場合がございます。その際には、事前に皆様方にお伝えいたしますのでご協力方、よろしくお願

	たします。また、それぞれの委員には、体調にはくれぐれもご注意いただき、体調が少しでもすぐれない場合は、総会を欠席していただいても構いませんので何卒よろしくお願いいたします。以上で終了いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14 時 36 分

1 番 _____

2 番 _____

19 番 _____